

(別紙2) 応募資格がない者

次の1から4までのいずれにも該当しない者であること。

- 1 成年被後見人及び被保佐人又は未成年者並びに破産者で復権を得ない者
- 2 京都府税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからキまでのいずれかに該当する者(アからキまでのいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- 4 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)